

会長通知

車体発 5 第 182 号

平成 6 年 3 月 29 日

関係会員各位

(社)日本自動車車体工業会

会長 安藤 隆 敏

技術基準に適合する自動車内装材の登録について

拝啓 陽春の候貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当工業会の業務につきまして何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます次第でございます。

さて、自動車用内装材の難燃規制にかかわる対応については、先に車体発 5 第 165 号(平成 5 年 12 月 9 日)にてお知らせしたところでございますが、今般、運輸省から検査方法について別紙 1 のとおり通達があり、又、当工業会を同通達「記4、(2)の公益法人」として取扱う旨の指示も別紙 2 により行われました。

つきましては、今度の規制にかかわる当会の今後の対応を下記のとおりとしましたのでご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ラベルはホームページ(<http://www.jabia.or.jp/>)より用紙を入手して申込をお願いいたします。

敬具

記

1. 適合内装素材の登録について

別紙「自動車用内装材燃焼性試験等実施要領」により、当工業会会員が製造又は販売する内装素材について引続き登録を行い、内装材の難燃性の技術基準への適合性を証明する。(いわゆる JABIA 番号の登録業務)

2. 適合ラベルの貼付について

当会会員が内装の改造を行い、保安基準に適合する車両については適合ラベルを貼付することとする。なお、ラベルを貼付した車両については、車台番号又は自動車登録ナンバーを記録する等ラベルの使用状況を把握しておくこと。

以上

(別紙 1、別紙 2、別紙省略)

I. 内装材の難燃規制について

1. 難燃化規制にかかわる業界の対応

平成4年3月、「自動車の安全確保のための今後の技術的方策について」が運輸技術審議会から運輸大臣に対し答申が行われた。

答申は安全のための各種方策を短期・中期・長期に分け段階的に実施を求めたもので、内装材の難燃化規制は短期項目としてこの中に示されていたものである。

この答申により運輸省(現国土交通省)では、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車車体工業会(以下「車体工業会」という)等関係業界の協力のもとに準備作業を進め、「内装材の難燃性の技術基準」及び「同試験法(TRIAS)」を制定し、平成5年4月13日付で「道路運送車両の保安基準」の一部を改正する省令の公布と同時に通達した。

一方、車体の製造又は改造を業とする車体工業会では難燃化規制に対応するため直ちに準備作業に入り、平成5年1月から出荷する高速バスを対象に自主規制による難燃化を図ったが、この難燃化については内装材を供給する業界の裾野がきわめて広く、多くの素材・部品メーカー或いは商社の協力が不可欠なことに加えて、車検場の持込検査の際の検査方法ともからんで、ルール作りに際して数度にわたる検討を重ねた結果、漸く取扱要領がまとまり、平成5年11月中旬、業界説明会が行われるに至った。

まとまった成案の骨子は、車体工業会の正会員・準会員(車体メーカー、素材・部品メーカー及び素材を販売する商社)が従来から行っていた難燃性試験の実績を国の検査の際の参考にしていただくとするもので、このため、会員のうち「内装材料の難燃性の技術基準」に定める燃焼試験装置を有し(燃焼試験装置を有さない会員が、燃焼試験装置を有する会員事業所や公的試験機関で試験をする場合を含む)、かつ、試験法(TRIAS)に基づき適正な試験が実施できると認められる事業所を対象に、車体工業会会長が難燃性試験実施事業所として指定し、この事業所で行った試験の結果の書面にサンプルを添えて届出て、素材ごとに登録する方法である。

車検の手続きとしては、検査の申請に際して提出する「適合検討書」に、素材の難燃性を確認した確認番号(いわゆる JABIA 登録番号)を申告することによって内装材の適合性の審査資料とするものである。

本制度の特徴は、ただ単に素材単品の適否を証するだけのものではなく、市場に供給される素材が適合品であることは勿論、常に素材・部品メーカーの段階で継続的に品質管理が行われるということである。

従って、素材・部品の供給者(メーカー或いは商社)は、製品の投入に際し、「常に製品の適合性を証する JABIA 番号を付けること」としていることから、車体メーカーは安心して使用できるという利点はこれまでにない画期的なルールである。

以上述べた素材・部品の供給ルートと車検手続きの概要は 17ページに示すとおりであるが、車体工業会では、運輸省（現国土交通省）によって認められた本制度により、難燃性試験実施事業所 42（2017年3月現在は37）を指定するとともに累計で約5,000点の素材の登録を行い、適正な内装材を市場に供給するとともに、車体工業会所属の車体メーカーにおいては、これら素材を使用した場合には完成車ごとに保安基準に適合する旨の下図のラベルを貼付している。

（現在はホームページより申し込みを受けています。 <http://www.jabia.or.jp/>）



なお、JABIA 登録によらない素材については運輸省(現国土交通省)の通達にも示されているとおり、公的試験機関（46 ページ参照）による試験成績書か又は素材メーカーが発行する「適合証明」等の添付により審査が行われることになっている。

また、本資料の「法規関係の説明」については、改正・変更の関係もあることから、実際の運用を確認し対応されたい。